

調布市立第二小学校給食室改修に伴う機械設備工事

《 機 械 設 備 図 面 リ ス ト 》			
図 面 番 号	図 面 名 称		
M - 00		図面リスト	縮尺 (A3)
M - 01	共 通	特記仕様書 (1)	NON
M - 02	共 通	特記仕様書 (2)	NON
M - 03	共 通	特記仕様書 (3)	NON
M - 04	共 通	配置図・案内図	1/300 1/4000
M - 05	改修前	空調設備 機器表、平面図	1/200
M - 06	改修後	空調設備 機器表	NON
M - 07	改修後	空調換気設備 制気口リスト他	NON
M - 08	改修後	空調設備 1階ダクト平面図	1/100
M - 09	改修後	空調設備 1階配管平面図	1/100
M - 10	改修後	空調換気設備 断面図	1/50
M - 11	改修前	換気設備 機器表	NON
M - 12	改修前	換気設備 1階平面図	1/100
M - 13	改修前	換気設備 R階平面図	1/100
M - 14	改修後	換気設備 機器表	NON
M - 15	改修後	換気設備 1階平面図	1/100
M - 16	改修後	換気設備 R階平面図	1/100
M - 17	改修前	衛生設備 機器表・器具表	NON
M - 18	改修前	衛生設備 1階平面図	1/50
M - 19	改修前	衛生設備 R階平面図	1/100
M - 20	改修後	衛生設備 機器表・器具表	NON
M - 21	改修後	衛生設備 1階平面図	1/100
M - 22	改修後	衛生設備 R階平面図	1/100
M - 23	改修前	厨房設備 器具表	NON
M - 24	改修前	厨房設備 1階平面図	1/100
M - 25	改修後	厨房設備 器具表	NON
M - 26	改修後	厨房設備 1階平面図	1/100
M - 27	改修後	制御設備 1階平面図	1/100

調布市 総務部 営繕課 設計図承認日 令和8年3月31日

令和7年度 令和8年3月



調布市総務部営繕課

工事件名 調布市立第二小学校給食室改修に伴う機械設備工事



図面名称 機械設備 図面リスト

縮尺 A1:NON
A3:NON

図面No. M-00

特記仕様書

第1編 共通事項

第1章 工事概要

1.1 工事件名 調布市立第二小学校給食室改修に伴う機械設備工事

1.2 工事場所 調布市国領町4丁目19番地1

1.3 工事建物

- | | |
|---------|-----------|
| (1) 床面積 | 207.00㎡ |
| (2) 階数 | 地上1階 |
| (3) 構造 | 鉄筋コンクリート造 |

1.4 工事内容

(1) 給食室改修（ドライシステム化・アレルギー対応室設置）

1.5 工事種目別概要

(1) 空調調和設備工事

・空調機本体及びダクト、配管(冷媒、ドレーン)リモコン等付属設備の撤去、新設

(2) 換気設備工事

・送風機（換気扇）等の本体及び付属設備(ダクト、制気口フード他)の撤去、新設

(3) 衛生器具設備工事

・1階給食室、休憩室の衛生器具を撤去、新設

(4) 給水設備工事

・1階給食室、休憩室の給水設備を撤去、新設

(5) 排水設備工事

・1階給食室、休憩室の排水設備を撤去、新設

(6) 給湯設備工事

・1階給食室、休憩室の給湯設備を撤去、新設

(7) 都市ガス設備工事

・本工事は、ガス事業者の責任施工とする。

(8) 厨房器具設備工事

・給食室の厨房器具類の撤去、新設。

1.6 工期

(1) 週休2日制工事の適用については以下による。

本工事は、現場閉所により実施する「週休2日制工事」である。週休2日を前提に労務費を補正し、

予定価格を算出しているため、週休2日が達成できなかった場合は労務費補正分を減額変更する。

詳細は東京都「財務局「週休2日促進工事」実施要領」及び「調布市週休2日制工事実施要領

（以下、「調布市要領」）」を参照すること。

ただし、「調布市要領」における「経費」は「労務費」に読み替えるものとする。

なお、交代制を行う場合は、着手日までに調布市へ必ず申し出ること。また、実施方式は途中で

変更することはできない。この場合は、東京都「財務局「週休2日交替制工事」実施要領」及び

「調布市要領」を参照すること。

なお、「調布市要領」は、調布市ホームページから、東京都財務局の各要領は、東京都財務局建築

保全ホームページからそれぞれ入手できる。

(2) 猛暑による作業不能日数について

(7) 本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。

作業不能日数：21日間

(4) 上記(7)は、環境省が公表する「関東地方__東京__府中市地点」におけるWBG T値

（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）過去5年分（2021年～2025年）について、

本工事の工期に対応する期間（東京都の休日に関する条例）第1条第1項に規定する東京都の休日

及び夏季休暇（3日）を除く。）において、8時から17時の間にWBG T値が31以上となった時間

を算定し、日数に換算したものを5年分を平均したもの。

(4) 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業

時間において、環境省が公表する「関東地方__東京__地点」におけるWBG T値が31以上と

なり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、

日数に換算したもの（小数点以下第一を四捨五入する。））が(7)の日数から著しく乖離した

場合には、受注者は発注者へ工期の延長に関する協議を申し出ることができる。

第2章 一般事項

調布市庁舎は、「ISO14001」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、市庁舎内の組織が行う事業

活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。...

この取組みには受注者の協力が不可欠であり、工事関係者の業務管理や施工管理などに当たっては、

本制度の趣旨の理解に努め、地球環境保全に十分配慮するものとする。

2.1 適用範囲

(1) 本特記仕様書では、「東京都機械設備工事標準仕様書(最新版)」(以下「標準仕様書」という。)に定めのない事項又はこれにより難しい事項を定めている。本特記仕様書に記載されていない事項については、標準仕様書のとおり施工する。

(2) 設計図書間に相違がある場合の優先順位は

1 質問回答書 2 特記仕様書 3 設計図 4 標準仕様書 とする。

(3) この工事は、設計図書に従い施工するが、設計図書に明示されていない事項でも工事

の性質上当然必要なものは、監督員の指示に従い施工する。

(4) 本特記仕様書の各項目における●については、本工事において適用させるものであることを示す。

2.2 特許権等の調査について

本工事に使用する機材及び施工方法に関する特許権等については、その有無を事前に十分調査する。

2.3 契約不適合に関する調査への協力及び立会い

契約書に基づく契約不適合に関して、工事目的物の引渡し日から1年以内及び2年以内に契約

不適合調査（工事請負契約書第41条第1項の契約不適合及び不具合を確認するための調査をいう。）

を行うので、発注者が求めた時には、受注者はその調査に協力及び立ち会うものとする。詳細は、

発注者の指示による。

2.4 成績評定について

調布市請負工事成績評定要綱（平成17年3月3日要綱第15号）に基づく工事成績評定については、

次による。

● 対象

2.5 工事の入札等について

入札（又は見積書の提出）に当たっては、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」

（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2.7 各種点検、調査、見学会等への協力

(1) 監督員または監督員以外の職員が、施工体制、現場管理、施工管理等の適正化を図るために各点検、

調査等を行う場合、もしくは現場見学会等を開催する場合は、受注者はこれに立ち会い協力

しなければならない。

2.8 設計変更等

設計変更等については、工事請負契約書第17条から23条までに記載しているところであるが、

具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約設計変更ガイドライン（建築工事編）」

（東京都）によることとする。

「工事請負契約設計変更ガイドライン（建築工事編）」（東京都）については、東京都財務局

ホームページを参照する。

2.9 読み替え

標準仕様書中、「東京都契約事務規則第37条第1項」とあるのは「調布市契約事務規則第29条」と

「東京都検査事務規定第2条第2号」とあるのは「調布市工事等検査事務規程」と、「東京都の競

争入札参加有資格者」とあるのは「調布市の競争入札参加有資格者」と読み替えるものとする。

また、「受注者等提出書類処理基準」とあるのは「請負者等提出書類処理基準及び請負者等提出

書類処理要綱」（調布市総務部）並びに「工事提出書類一覧」（調布市総務部営繕課）と読み替える

ものとする。

第4章 施工区分

4.1 施工区分

別途関連工事との施工区分については、原則として右表による。

「工事請負契約設計変更ガイドライン（建築工事編）」（東京都）については、東京都財務局

ホームページを参照する。

第2編 工種別事項

第1章 一般事項

第1節 総則

1.1.1 用語の定義（標準仕様書1.1.1.2）

標準仕様書「1.1.1.2 用語の定義(16)」の表記は、次のように読み替える。

(16) 「書面」とは、発行年月日が記載され、署名又は押印された文書をいう。

但し、関係規程等で署名又は押印を不要とした書類については、署名又は押印がない場合も有効な

書面として取扱う。

1.1.2 官公署その他への届出手続等（標準仕様書1.1.1.4）

工事の着手、施工又は完了に当たり、労働安全衛生法第88条第1項のほか、関係官公署その他の

関係機関への必要な届出手続等について十分調査の上、これを遅滞なく行う。

1.1.3 現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者（標準仕様書1.1.1.5）

(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により専任が求められる監理技術者等は、

次の期間については工事現場への専任を要しない。

● 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入、

又は仮設工事等が開始されるまでの間。）

● 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に

一時中止している期間当該期間については、請負契約の締結後、監督員からの工事の全部中止の

通知により定める。

● 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般

について、工場製作のみが行われている期間当該期間については、請負契約の締結後、監督員と

協議の上、書面において定める。

なお、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制の

もとで製作が可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理すること

ができる。

● 工事完了後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、

後片付け等のみが残っている期間

(3) 専任の監理技術者等が、技術研さんのための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の

合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保するとともに、

その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者等の場合は元請又は上位の

下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。

1.1.4 工事の下請負（標準仕様書1.1.1.6）

一般ガス導管事業者が受注したガス工事については、標準仕様書「1.1.1.6工事の下請負」(1)及び

工事請負契約書及び工事請負契約書第5条「一括委任又は一括下請負の禁止」の規定を適用しない。

1.1.5 工事実績情報の登録（標準仕様書1.1.1.7）

契約金額が500万円以上の工事については、工事実績情報システム（コリンズ）に基づく工事

実績情報の登録

の実績

情報の

登録

の実績

情報の

登録

の実績

情報の

登録

の実績

情報の

登録

の実績

情報の

登録

の実績

情報の

登録

の実績

情報の

登録

の実績

情報の

登録

の実績

情報の

登録

の実績

情報の

登録

の実績

情報の

登録

の実績

情報の

登録

の実績

情報の

登録

の実績

情報の

登録

の実績

情報の

登録

の実績

情報の

登録

の実績

情報の

登録

の実績

情報の

登録

の実績

情報の

登録

の実績

情報の

登録

の実績

情報の

登録

の実績

情報の

登録

の実績

情報の

登録

の実績

情報の

登録

の実績

情報の

登録

の実績

情報の

登録

の実績

情報の

登録

の実績

情報の

登録

の実績

情報の

登録

の実績

情報の

登録

の実績

情報の

登録

の実績

情報の

登録

の実績

情報の

登録

の実績

情報の

登録

の実績

情報の

登録

の実績

情報の

登録

の実績

情報の

登録

の実績

情報の

登録

の実績

情報の

登録

の実績

情報の

登録

の実績

情報の

登録

の実績

情報の

登録

の実績

情報の

登録

の実績

情報の

登録

の実績

情報の

登録

の実績

情報の

登録

の実績

情報の

登録

の実績

情報の

登録

の実績

情報の

登録

の実績

情報の

登録

11 動力	1 一般用動力操作盤及び電動機端子接続までの配管・配線	●			
	2 給湯機操作盤及び二次側配管・配線			●	
	3 パッケージ型空調器用電源で手元開閉器以降の配管・配線			●	
	4 電動機シャッター・自動ドアとその電源の二次側は配管・配線及び操作盤・押釦取付け	○			
12 屋外	1 設備基礎	●			
13 制御	1 空調用制御機器及び操作用機器取付けとその配管・配線			○	
	2 衛生用液面制御機器取付けとその配管・配線		○		
	3 総合監視盤（衛生・空調）			○	
14 防災	1 煙感知器連動の防火戸・防火シャッターその他の防災設備の電源・二次側配管・配線及び検出器・制御盤		○		
	2 排煙口・ダンパー等とその電源の二次側配管・配線及び検出器・制御盤			○	
15 外構	1 空調室外機基礎	●	○	○	○
	2 土間コンクリート撤去・新設				

この表は、設計図書等で示される一般的工事範囲を補足するもので、関連工事との取り合い部分についてその施工区分を示すものである。

実績情報の登録を行う。

登録内容についてあらかじめ監督員の確認を受けた後、標準仕様書に示す期間内に一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）に登録する。

また、登録後は、JACICの発行する「登録内容確認書」の写しを監督員に提出する。

【登録先】 一般財団法人 日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター
電話 (03)3505-0463 FAX (03)3505-8985
JACICのホームページを参照すること。

1.1.6 別契約の関連工事（標準仕様書1.1.1.11）

本工事の施工に伴う別契約の関連工事は、次のとおりである。

- ・ 調布市立第二小学校給食室改修工事
- ・ 調布市立第二小学校給食室改修に伴う電気設備工事

1.1.7 建設副産物の処理（標準仕様書1.1.1.16）

(1) 建設副産物は、次のとおり処理する。

ア リサイクル計画書及びリサイクル報告書の作成

(7) 記載内容及び添付書類

受注者は、工事着手に当たってリサイクル計画書を作成し、施工計画書に含めて監督員に提出する。

また、受注者は、リサイクル実施状況等について必要書類を作成し、リサイクル報告書に取り纏めて監督員に報告する。

なお、リサイクル計画書及びリサイクル報告書の記載内容及び添付書類の適用等については、次表によるほか、「東京都建設リサイクルガイドライン」及び「建設リサイクル法書類作成等の手引き（公共工事）（東京都）」による。

「東京都建設リサイクルガイドライン」等については、東京都都市整備局ホームページで最新版で最新版を参照する。

添付書類一覧

リサイクル計画書	リサイクル報告書
①「再生資源利用計画書」	①「再生資源化等報告書」
②「再生資源利用促進計画書」	②「再生資源利用実施書」
③「搬入予定民間受入地届」（民間受入地へ搬入する場合に限る。）	③「再生資源利用促進実施書」
④「建設発生土搬出のお知らせ」	④「リサイクル阻害要因説明書」
⑤ 収集運搬・処理業者の許可証の写し	⑤「リサイクル状況記録写真」
⑥ 建設廃棄物処理委託契約書の写し	⑥「民間受入地搬入確認報告書（リサイクル証明書を含む。）」（民間受入地へ搬入した場合に限る。）
⑦ 運搬ルート図	
⑧ 使用するマニフェストの様式	
⑨ 告知書の写し	
⑩ 有害物質等チェックリスト	

書類名	適用工事
再生資源利用計画書（実施書）	次のいずれかに該当する場合（工事しゅん功後、1年間保管） ① 土砂を搬入する場合 ② 砕石を搬入する場合 ③ 加熱アスファルト混合物を搬入する場合
再生資源利用促進計画書（実施書） （建設廃棄物処理計画書（実績書）を兼ねる）	次のいずれかに該当する場合（工事しゅん功後、1年間保管） ① 建設発生土を搬出する場合 ② コンクリート塊、アスファルト塊、建設泥土、建設発生木材又は建設混合廃棄物を搬出する場合 ③ 金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベストその他の廃棄物を1品目当たり1トン以上搬出する場合
搬入予定民間受入地届、民間受入地搬入確認報告書（リサイクル証明書を含む。）	指定処分（B）又は指定処分（C）により、建設発生土の民間受入地（土質改良プラントを含む。）に建設発生土を搬入する場合（受注者は、事前に当該民間受入地が適正な受入地であることを確認すること。）
建設発生土搬出のお知らせ	建設発生土を100m3以上搬出する場合、それに先立って作成し、受入地の所在する区市町村の建設発生土担当窓口宛に郵送、FAX等で提供する（工事しゅん功後、1年間保管）。 なお、搬出先の自治体に建設発生土に関する条例が制定されている場合は、そのために従い必要な手続を行う。
リサイクル阻害要因説明書	工事途中において、やむを得ず次のいずれかを行う場合（工事しゅん功後、1年間保管） ① コンクリート塊、アスファルト塊、建設泥土又は建設混合廃棄物を工事現場から直接最終処分する場合 ② 建設発生木材を最終処分場へ直接搬出する場合又は焼却のみを行う中間処理施設に搬出する場合 ③ 土砂等の利用工事において購入材（新材）を使用する場合 ④ 砕石の利用工事において新材を使用する場合 ⑤ アスファルト混合物の使用工事において新材を使用する場合
告知書の写し、再生資源化等報告書	特定建設資材を用いた建築物等の解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等で、次のいずれかに該当する場合 ① 建築物の解体工事で、床面積の合計が80m2以上 ② 建築物の新築・増築工事で、床面積の合計が500m2以上 ③ 建築物の修繕・模様替等の工事で、請負代金の額が1億円以上 ④ 建築物以外の工作物の工事で、請負代金の額が500万円以上
有害物質等チェックリスト	建築物の解体工事、修繕、模様替え等の工事の場合

(イ) 建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）の活用

本工事がCOBRISへの登録対象工事である場合、受注者は工事の実施に当たってはシステムの活用を図るものとする。

（システムに関する問合せ先）

一般財団法人 日本建設情報総合センター（JACIC）内
建設副産物情報センター 電話 03-3505-0410
JACICのホームページを参照すること。

受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかにCOBRISにデータの入力を行い、データ入力の都度「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を監督員に提出して確認を受ける。

また、受注者は、「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」の作成並びに提出に当たっては、COBRISに搭載されている建設リサイクル統合データシステム（以下「CREAS」という。）に必要なデータを入力して作成し、監督員に提出して確認を受ける。

(ウ) リサイクル状況記録写真

受注者は、次のとおり撮影し、リサイクル報告書に含めて監督員に提出する。

a 撮影内容

積み込み状況、運搬状況（工事現場出発時）、産業廃棄物運搬車両表示状況、現場内利用状況、工事間利用状況、ストックヤードの状況、受入地の状況、再資源化施設の状況、最終処分場の状況（直接最終処分する場合に限る。）現場内での分別状況、再生資源の利用状況等を撮影する。

なお、解体工事の場合は、分別解体等の状況、分別された建設資材廃棄物の状況、建設資材廃棄物の運搬状況、再資源化施設への搬入状況等を撮影する。

b 撮影方法

運搬状況（工事現場出発時）は、積み込み状況、土質、積載物の種類、運搬車両のナンバープレート等を入れて撮影する。現場内利用及び工事間利用状況は、工事箇所が特定できるよう周辺の背景を入れて撮影する。

再資源化施設の状況及び最終処分状況（直接最終処分する場合に限る。）は、施設名称看板等を入れて撮影する。

イ マニフェスト等による報告

(7) マニフェストの提示

受注者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づき廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を利用し、適正な運搬及び処理を行う。

マニフェストのうち、受注者（排出事業者）が保管すべきものについては、ファイルに整理し、施工中いつでも監督員に提示できるようにする。

なお、電子マニフェストを利用する場合は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する情報処理センターから通知された処理結果について、排出事業者（受注者）が印刷したものを監督員に提示する。

(イ) 集計表の提出

受注者は、マニフェストの枚数、産業廃棄物の数量、運搬日等を記録した集計表を作成し、監督員に提出する。

(ウ) リサイクル伝票の提示

受注者は、建設廃棄物を搬出する場合において、マニフェストを交付する必要のない品目（再生利用認定制度、個別指定制度等を利用して再利用する建設泥土等）については、「リサイクル伝票」（写しでも可）を監督員に提示する。

その様式は、受注者が定めるもの、運搬業者が定めるもの、再資源化業者が定めるもの等による。

(エ) リサイクル証明書の提示

受注者は、建設廃棄物をセメント等の建設資材の原料として再利用する場合及び高炉還元等を行う場合は、セメ工場等の建設資材製造施設、製鉄所等が発行したリサイクル証明書（写しでも可）を監督員に提示する。

ウ 建設副産物の取扱い

(7) 建設発生土の取扱い

本工事により発生した建設発生土は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に

基づき掘削量の削減、現場内での再利用等により、工事現場外への搬出の抑制に努める。

(イ) 建設廃棄物の取扱い

a 発生量の抑制

本工事により発生した建設廃棄物については、「東京都建設リサイクルガイドライン」等に基づき、発生量の削減、現場内での分別、再利用等により、工事現場外への搬出の抑制に努める。

(2) 再生材の活用

ア 建設発生土の再利用

埋戻し土及び盛土については、次による。

- 現場で発生した建設発生土を使用する。

ウ 建築物等の分別解体等及び建設資材の再資源化等については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）及び「建設リサイクル法書類作成等の手引き（公共工事）」（東京都）によるものとする。

「建設リサイクル法書類作成等の手引き（公共工事）」については、東京都都市整備局を参照する。

1.1.8 過積載の防止（標準仕様書1.1.1.17）

本工事における過積載の防止については、標準仕様書によるほか、「過積載防止対策マニュアル」（東京都財務局）によるものとする。

「過積載防止対策マニュアル」については、東京都財務局ホームページを参照する。

1.1.9 保険の加入及び事故の補償（標準仕様書1.1.1.19）

本工事において、受注者は法定外の労災保険（※）に付さなければならない。また、当該保険契約の証券又はこれに代わるものを発注者に提示する。

※ 法定外の労災保険とは、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約であり、国の労働災害補償保険（労災保険）とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とした保険契約をいう。

第2節 工事関係図書

1.2.1 実施工程表

実施工程表は次のものを作成し、監督員に提出する。

○全体工程表、月間工程表、週間工程表

1.2.2 試験、施工等の記録（標準仕様書1.1.2.5）

(1) 工事記録写真の撮影は、別に定める「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）の最新版による。また、工事記録写真撮影計画書の作成は、次による。

- 作成する。

(2) 写真帳の提出は、次による。

(3) デジタル工事写真の小黒板情報電子化（以下、「電子黒板」という。）は次による。受注者が電子黒板の導入を希望する場合、工事施工前に監督員へ申請し、承諾を得るものとし、電子黒板対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。

なお、申請時には電子黒板の導入に必要な機器及びソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）に関する資料を添付するものとする。

ア 対象機器の導入

使用機器について、「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）「第2章 写真撮影の要領4(2)」に示す項目の電子的記入ができるもの並びに信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用する。

なお、信憑性確認機能（改ざん検知機能）とは、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」に記載されている技術を使用することをいう。

「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」については、CRYPTRECホームページを参照する。

イ 対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の環境により、使用機器を用いることが困難な工種については、この限りではない。

ウ 使用機器の事例として、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参考にする。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」については、JACICホームページを参照する。

エ 本工事における小黒板情報の電子的記入の取扱いは、「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）によるが、「第3章 写真の整理と保存1」で規定されている写真編集には該当しない。

第3節 工事現場管理

1.3.2 施工条件（標準仕様書1.1.3.4）

施工条件は、次による。

・本工事は小学校敷地内につき、工事期間中は、児童、施設利用者、職員、歩行者等に危害を与えないように事前に施工計画、工程等の打ち合わせを行い、十分な安全対策を施すこと。また、工事に起因して損害等が生じた場合は、受注者の責任において復旧または、補償を行うこと。整理、清掃、後片づけはその都度行い児童、施設利用者、職員、歩行者に危害を与えないように飛散、転倒防止等、安全対策管理、事故防止に努めること。

・工事着手及び施工時間については、施設運営に支障をきたさないよう、施設管理者及び監督員と協議を行い必要に応じて適切な処置を講じること。

・1階給食室内の現場着手は、令和8年6月20日以降とすること。

・解体工事については、可能な限り、夏季休暇期間中である令和8年7月21日から8月31日までに完了すること。

・令和9年3月23日までに完了検査に合格し、引き渡しを完了させること。

・総合調整期間及び関連工事の総合試運転・調整期間の確保並びに各種行政機関の検査等を含め適切な工程管理を行うこと。

・児童の登下校の時間帯、工事車両は敷地周辺の道路を通行しないこと。

・室内、廊下等屋内作業箇所の養生・清掃を行うこと。

・はつり工事を行う場合は、既設配管等に損傷を与えないように注意すること。

1.3.3 施工中の安全確保（標準仕様書1.1.3.6）

(1) 「労働安全衛生法」（昭和47年法律第57号）第30条第2項における同法第30条第1項に規定する措置を講ずべき者（統括安全衛生管理義務者）については、次による。

- 本工事の受注者を指名しない。

なお、この場合における指名への同意については、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。

また、「労働安全衛生法」第15条、第15条の2及び第15条の3に規定する次の者を労働基準監督署長に報告した場合は、速やかにその写しを監督員に提出する。

ア 統括安全衛生責任者

イ 元方安全衛生管理者

ウ 店社安全衛生管理者

(2) 高所作業においては、墜落制止用器具（厚生労働省告示第11号による）を使用すること。

1.3.4 石綿含有建材等の取扱い（標準仕様書11.1.3.2）

石綿含有建材の事前調査及び撤去等の取扱いについては、標準仕様書「11.1.3.2 石綿含有建材の取扱い」及び「東京都建築工事標準仕様書 第29章」の当該事項による。

なお、新築、改築、増築等の場合でも既存構造物に影響を与える場合は、同様の調査を行う。工事を進めるうえで、現地の状況により契約図書に定める範囲外の工事を行う場合には、追加の事前調査を行う。

また、石綿含有ガセット、パッキン等の石綿含有材料の事前調査及び撤去等の取扱いについては、「石綿障害予防規則」「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」等の石綿に関する関係法令を遵守し、適切に処理する。

工事場所や規模に応じて、都、市及び労働基準監督署等への確認を事前に行う。

第4節 機器及び材料

1.4.1 環境への配慮（標準仕様書1.1.4.1）

(1) 「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」等に定める特別品目、特定調達品目及び調達推進品目（以下、「環境物品等」という。）の調達等は、原則として、次による。

「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」等については、東京都都市整備局ホームページを参照する。

ア 本工事で指定する環境物品等は、次による。

(7) 特別品目

- ガスエンジンヒートポンプ式空調和機

- 環境配慮形（EM）電線・ケーブル

- RoHS指令対応電線・ケーブル

- 低VOC塗料

- 電気便座（温水洗浄便座及び暖房便座）

(4) 特定調達品目

- ガスエンジンヒートポンプ式空調和機

- 衛生器具（自動水栓、自動洗浄装置及び組込小便器、洋風便器）

- 節水器具（節水コマ、定流量弁、泡沫キャップ、流量調整弁）

- 給水栓（節水コマ内蔵水栓）、泡沫機能付水栓、自動水栓（自己発電機能付）、自動水栓（AC100V）

イ 受注者は、ア以外のもので「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」に示す環境物品等の使用を希望する場合は、性能、使用の有効性、品質確保等について証明し、監督員の承諾を受けた上で、それを使用することができる。

ウ 受注者は、環境物品等の各品目ごとの「環境物品等使用予定（実績）チェックリスト」を作成し、施工計画に添付するなどして監督員に提出し、確認を受ける。

エ 受注者は、環境物品等の調達が完了したときは、使用した環境物品等の種類に応じて、特定品目の場合は「環境物品等（特別品目）使用予定（実績）チェックリスト」を特定調達品目の場合は、

「環境物品等（特定調達品目）使用予定（実績）チェックリスト」を調達推進品目の場合は「環境物品等（調達推進品目）使用予定（実績）チェックリスト」を根拠を踏まえて作成し、

監督員に提出する。

また、当該チェックリストの電子情報を格納したCD-Rを併せて監督員に提出する。

なお、チェックリストは、東京都都市整備局ホームページで最新版を参照すること。

(2) ホルムアルデヒド放散量については、標準仕様書「2.3.1.1 一般事項」、 「2.3.2.1.1 一般事項」（1） 「7.3.2.10.2 塗料」（2）及び東京都建築工事標準仕様書「1.4.1 環境への配慮」（2）のとおりとする。

第5節 施工

1.5.1 排出ガス対策型建設機械（標準仕様書1.1.5.6）

次の建設機械には、排出ガス対策型のものを用いる。

・一般工用建設機械（ディーゼルエンジン出力7.5～260kW）

(1) バックホウ

(4) 発動発電機（可搬式・溶接兼用機を含む。）

(7) ホイールクレーン（ラフテレンクレーン）

1.5.2 低騒音・低振動型建設機械（標準仕様書1.1.5.7）

(1) 次の建設機械には、低騒音型のものを用いる。

ア バックホウ

エ クローラクレーン、トラッククレーン及びホイールクレーン

シ 発動発電機

1.5.3 化学物質の濃度測定（標準仕様書1.1.5.8）

化学物質の濃度測定は、次による。

- 測定は行わない。

第6節 しゅん功图等

1.6.1 完了時の提出図書（標準仕様書1.1.7.1）

(1) しゅん功図は、作成する。（「1.6.2 しゅん功図」による。）

(2) しゅん功写真の作成は、次による。

- 作成しない。

(3) 保全に関する資料は、作成する。

1.6.2 しゅん功図（標準仕様書1.1.7.2）

しゅん功図の種類、内容及び提出部数は、次による。

(2) 様式

しゅん功図の原図の様式は、設計図書に準じた寸法、縮尺、文字、図示記号等を用い、CADで作成したものとす。

（製作図をしゅん功図として提出する場合は、その原図を省略することができる。）

(3) 提出部数

ア 電子データ版（CD-R等） 1部

1.6.3 保全に関する資料（標準仕様書1.1.7.3）

(1) 保全に関する資料の作成内容等は、次による。

イ その他の保全に関する資料

- 鍵・備品・工具リスト

- 保証書

- 建築物等の保守に関する説明書（機器取扱説明書、装置の運転説明書等）

※1部提出すること。

1.6.4 電子納品（標準仕様書 1.1.7.4）

(3) 設計図CADデータの貸与の適用は、次による。

- 貸与する。ただし、貸与するデータを当該工事における施工図又はしゅん功図の作成以外の用途に使用してはならない。

(4) 電子黒板を用いた写真（以下、「電子黒板写真」という。）の納品については、次による。電子黒板写真並びに電子黒板写真を管理したビューアソフトは、工事完成時に電子納品対象成果物として納品する。

なお、納品時にJACICが提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）等を用いて、電子黒板写真の信憑性確認を行い、その結果を書面で監督員に提出する。

JACICが提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）については、JACICホームページを参照する。

第2章 工事種目別特記事項

(1) 標準仕様書で「特記による。」とされている事項は、次による。なお、各事項の番号、名称は、標準仕様書の該当項目を指す。

2.1.2.3 総合試運転調整

総合試運転調整の項目は、次による。

- 風量調整（SF、EF）

- 水量調整（水圧調整）

- 試運転調整（空調機）

11.3.1.1 養生範囲

各室内、机上、廊下等の屋内作業箇所、作業通路・搬入通路の養生及び清掃を行うこと。

11.3.2.1 養生方法及び清掃



屋内作業箇所、搬入通路等の養生は、ビニルシート、合板等の適切な方法で行うこと。

11.4.1.1 共通事項

撤去する空調機（GHP・EHP）に封入されている冷媒について、フロン排出抑制法に基づき適法に回収その他処理を行い、行程管理票の提出を行うこと。

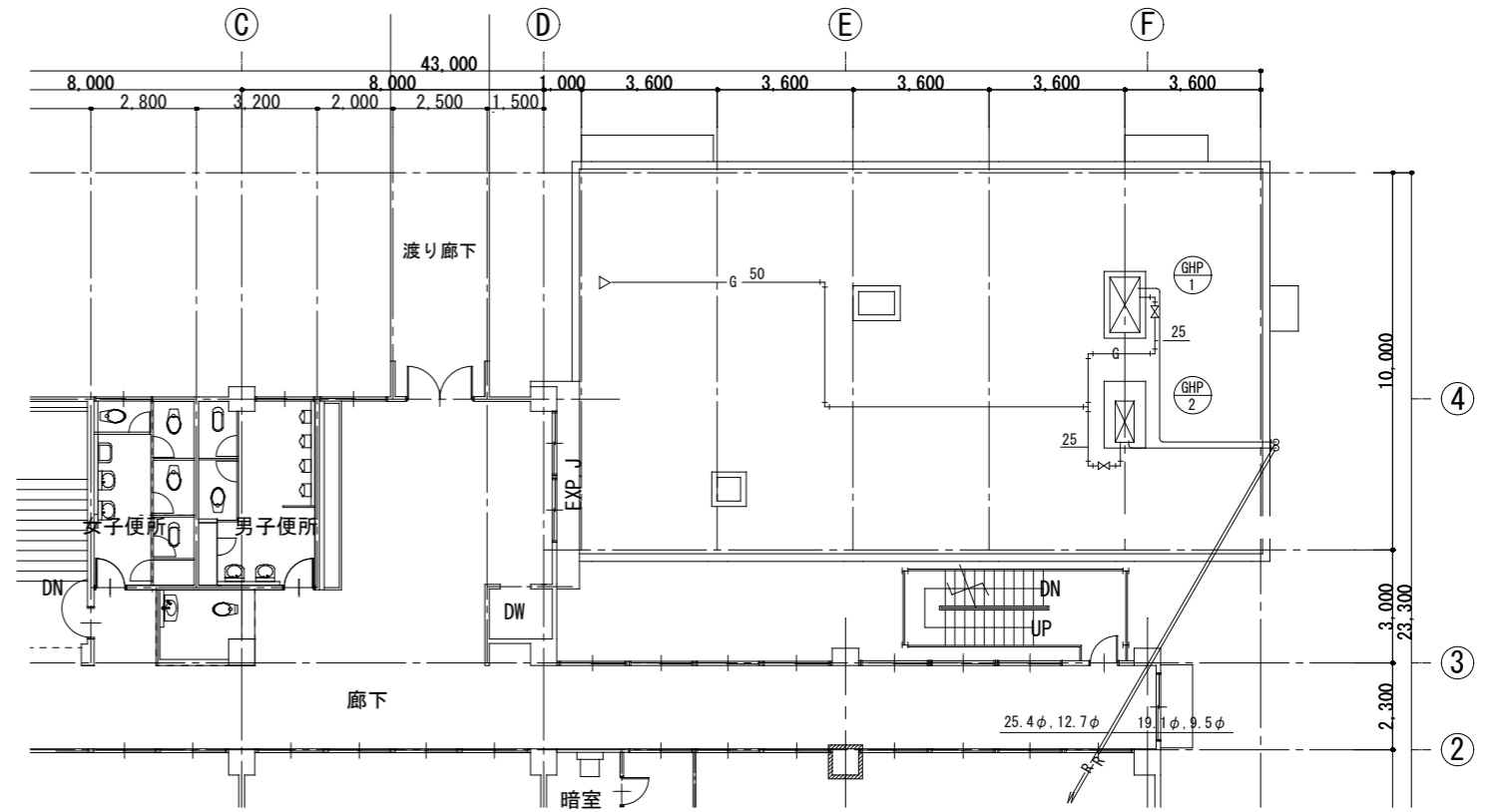
メーカーリスト（リストに記載のないメーカーを採用する場合は同等品以上であることを証明のこと）

ガスヒートポンプエアコン（GHP-X）	・パナソニック	・ダイキン	・ヤンマー	・アイシン
ルームエアコン（RAC-X）	・パナソニック	・ダイキン	・三菱電機	・キャリア
シロッコファン（SF-X、EF-X）	・荏原	・テラル	・ミツヤ送風機	
天井換気扇（VF-X）	・三菱電機	・パナソニック	・キャリア	
ガス給湯器（WHGM、GH-1）	・ノーリツ	・リンナイ	・パーパス	
衛生器具	・TOTO	・LIXIL		
厨房器具	・日本調理機	・中西製作所	・ホシザキ	
フード（GF含む）	・ホーコス	・クラコ	・フカガワ	
自動手指洗浄消毒器	・マルゼン	・サラヤ		

令和7年度	令和8年3月		調布市総務部営繕課	工事件名 調布市立第二小学校給食室改修に伴う機械設備工事	 TESHIMA ARCHITECTURAL OFFICE CO., LTD. 株式会社 手島建築設計事務所	図面名称 機械設備 特記仕様書（3）	縮尺 A1:NON A3:NON	図面No. M-03
-------	--------	---	-----------	---------------------------------	--	-----------------------	------------------------	---------------

機器表

記号	名称	仕様	電源		台数	備考
			φ	V kW		
【撤去】						
GHP-1	ガス式 空冷ヒートポンプ	室外機：冷房能力：22.4kW 暖房能力：25.0kW 冷媒：R410A 防振架台	1	200 0.611	1	
GHP-1-1	エアコン	室内機：冷房能力：11.2kW 暖房能力：12.5kW 天井ビルトイン形 機外静圧2段階切替 ワイヤードリモコン 吹出しフレア角ダクト 吸込みハーバ 吸込みハーバ用キャンパス	1	200 0.250	2	
※ 室外機の基礎残置						
【撤去】						
GHP-2	ガス式 空冷ヒートポンプ	室外機：冷房能力：14.0kW 暖房能力：16.0kW	1	200 0.39	1	
GHP-2-1	エアコン	室内機：冷房能力：11.2kW 暖房能力：12.5kW 天井ビルトイン形 ワイヤードリモコン×3 吹出しフレア角ダクト 吸込みハーバ 吸込みハーバ用キャンパス	1	200 0.250	1	
※ 室外機の基礎残置						
【撤去】						
RAC-1	ルームエアコン 空冷ヒートポンプ	壁掛：冷房能力：2.8kW 暖房能力：3.6kW 室外機壁取付架台共	1	100 0.6	1	
※ 壁取付架台再使用						

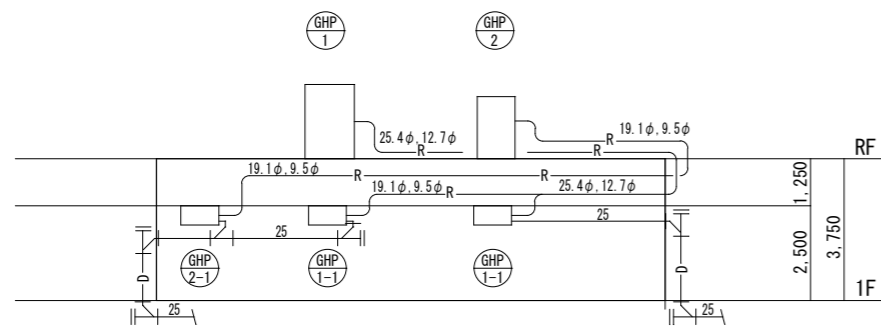


2階平面図 S=1/200

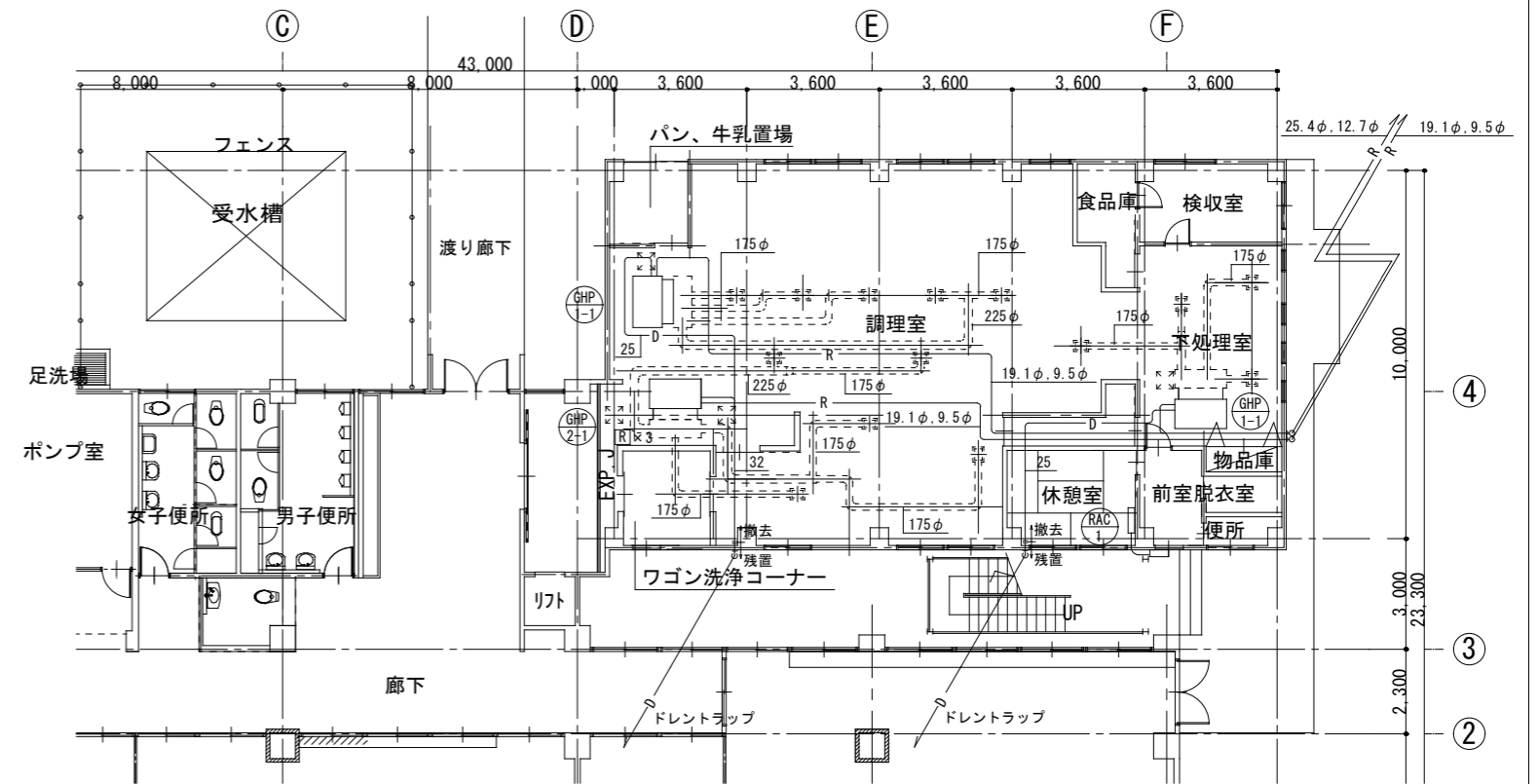
凡例

記号	名称	仕様
R	冷媒管	被覆銅管
D	ドレン管	硬質ポリ塩化ビニル管VP (屋内保温あり・屋外保温なし)
G	ガス管	都市ガス会社指定管
⊗	バルブ類	直結部10K タンク以降5K
R	リモコン	

図示する機器・ダクト・配管類撤去



空調配管系統図



1階平面図 S=1/200

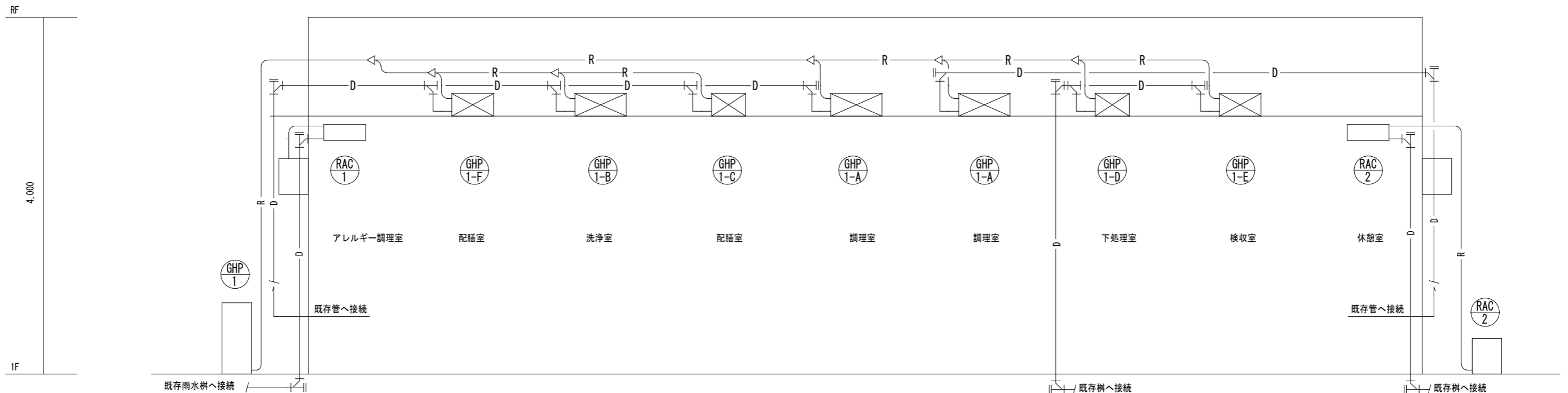
機器表

記号	名称	形式	ガス消費量 (kW)	消費電力量 (kW)		設置場所	台数	付属品	備考		
				φ	V						
GHP - 1	ガスヒートポンプ エアコン	マルチタイプ 室外機	冷房能力	71.0 *	冷房	3	200	1.51	外部	1	
			暖房能力	80.0 *							0.775
			エンジン出力	15.7 *							
			冷却水ポンプ								0.17
			ガス消費量	冷房							63.3
			暖房	59.3							
			参考外寸	1,650×880×2,230H							
参考質量	730 kg										
	ON・OFFコントローラー×1										
GHP - 1A	ガスヒートポンプ エアコン	室内機 ビルトインカセット形	冷房能力	14.0 *	1	200	0.17	調理室	2	ビルトインパネル ワイヤードリモコン ロングライフフィルター	
			暖房能力	16.0 *							0.17
			送風機	1,920 m3/h(急)							
			参考質量	46 kg							
GHP - 1B	ガスヒートポンプ エアコン	室内機 ビルトインカセット形	冷房能力	16.0 *	1	200	0.18	洗浄室	1	ビルトインパネル ワイヤードリモコン ロングライフフィルター	
			暖房能力	18.0 *							0.18
			送風機	2,160 m3/h(急)							
			参考質量	46 kg							
GHP - 1C	ガスヒートポンプ エアコン	室内機 4方向カセット形	冷房能力	4.5 *	1	200	0.02	配膳室	1	昇降グリル ワイヤードリモコン ロングライフフィルター	
			暖房能力	5.0 *							0.02
			送風機	930 m3/h(急)							
			参考質量	21 kg							

記号	名称	形式	冷房能力	暖房能力	送風機	参考質量	消費電力量		設置場所	台数	付属品	備考	
							φ	V (kW)					
GHP - 1D	ガスヒートポンプ エアコン	室内機 4方向カセット形	冷房能力	5.6 *	990 m3/h(急)	21 kg	1	200	0.025	下処理室	1	化粧パネル ワイヤードリモコン ロングライフフィルター	
			暖房能力	6.3 *									0.025
			送風機	990 m3/h(急)									
			参考質量	21 kg									
GHP - 1E	ガスヒートポンプ エアコン	室内機 1方向カセット形 スリムタイプ	冷房能力	2.2 *	450 m3/h(急)	17 kg	1	200	0.025	検収室	1	化粧パネル ワイヤードリモコン ロングライフフィルター	
			暖房能力	2.5 *									0.025
			送風機	450 m3/h(急)									
			参考質量	17 kg									
GHP - 1F	ガスヒートポンプ エアコン	室内機 1方向カセット形 高天井用	冷房能力	3.6 *	720 m3/h(急)	21kg	1	200	0.025	配膳室	1	化粧パネル ワイヤードリモコン ロングライフフィルター	
			暖房能力	4.0 *									0.025
			送風機	720 m3/h(急)									
			参考質量	21kg									
RAC - 1	ルームエアコン	壁掛	冷房能力	2.2 *	465W 600W	リモコンホルダー	1	100	595W	アレルギー調理室	1	壁取付金具(室外機) ワイヤレスリモコン リモコンケース	
			暖房能力	2.2 *									465W
			圧縮機	600W									
			付属品	リモコンホルダー									
RAC - 2	ルームエアコン	壁掛	冷房能力	2.8 *	750W		1	100	770W	休憩室	1	壁取付金具(室外機) ワイヤレスリモコン リモコンケース	
			暖房能力	2.8 *									870W
			圧縮機	750W									
			付属品										

注) エアコン (PAC) の定格能力、消費電力は JIS B 8616 に準拠すること。
 ルームエアコン (RAC) の定格能力、消費電力は JIS C 9612 に準拠すること。

空調系統図



制気口リスト

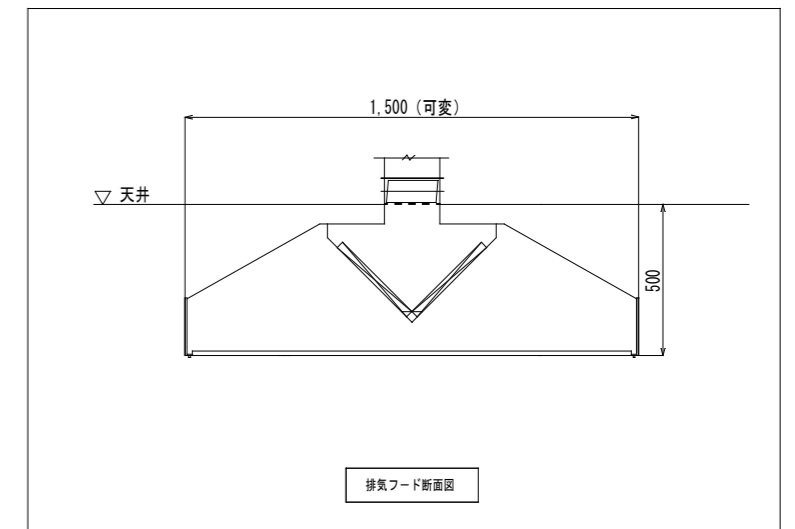
室名	調理室	調理室	調理室	調理室	調理室	調理室	洗浄室	洗浄室	配膳室	
番号	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	
種類	OA ND-VHS※1	OA ND-VHS※1	OA ND-VHS※1	OA ND-VHS※1	OA ND-VHS※1	OA ND-VHS※1	OA ND-VHS※1	OA ND-VHS※1	OA VHS※1	
サイズ	600 x 600	1,000 x 600	800 x 300 x 2	600 x 400	700 x 600	700 x 700	1,000 x 450	500 x 300	500 x 200	
風量 m/h ³	2,500	3,600	1,200 x 2	1,200	2,500	3,000	2,800	800	400	
BOX 内張GW25	800 x 800 x 300	1,200 x 800 x 300	2000 x 500 x 300	800 x 600 x 300	900 x 800 x 400	900 x 900 x 400	1,200 x 600 x 350	700 x 500 x 300	700 x 400 x 300 内張なし	
個数	1	1	1	1	1	1	1	5	1	

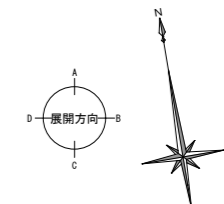
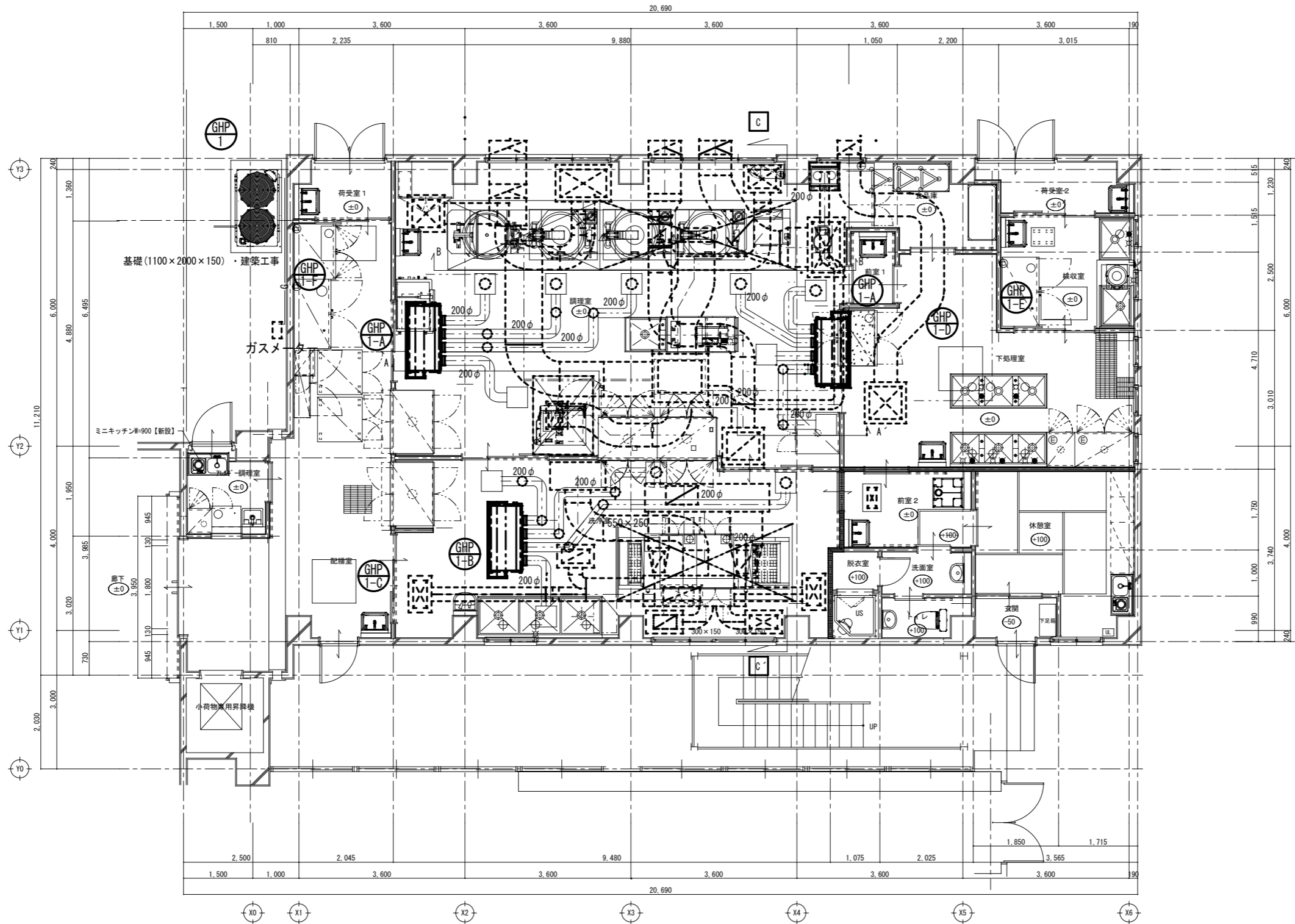
注) ・ ※1 吹出口 (OA) は同サイズのガードパネル付 (SUS 0.8t)
 ・ 調理室、洗浄室の吹出口 (OA) は結露防止タイプとする。

排気フード No	厨房器具	ガス消費量	換気量 (m ³ /h)		排気フード (SUS1.0t箱形二重フード)				設計風量 m ³ /h	フード シャッター	グリースフィルター V形両面	備考
		Q (kW)	K	V	幅	奥行	高さ	m ³ /h				
①	ガス回転釜	87.9 (41.9+46.0)	40 x 0.93	3270	3300	1500	500	5346	5400	400 x 300 x 2 FD	W=1000 (500 x 2連) x 2	
②	ガス回転釜	83.8 (41.9 x 2)	40 x 0.93	4345	4250	1500	500	6885	6900	500 x 400 x 2 FD	W=1500 (500 x 3連) x 2	
	炊飯器	33										
③	IHクッキングヒーター	7.95	30	2390	650	600	500	421.2	500	200 x 200 FD	W=500 (1連)	
④	スチームコンベクションオープン	48.8	40 x 0.93	1815	1300	1700	500	2386.8	2400	500 x 250	—	
⑤	食器洗浄機	48.8	40 x 0.93	1815	3800	1650	500	6771.6	6800	—		
	食器洗浄機 (入口)								2000	450 x 250	—	
	食器洗浄機 (出口)								4800	500 x 400	—	

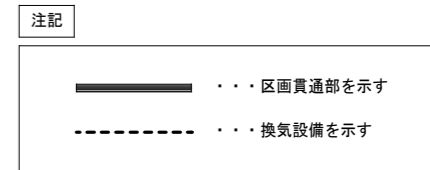
<注記>

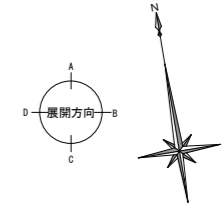
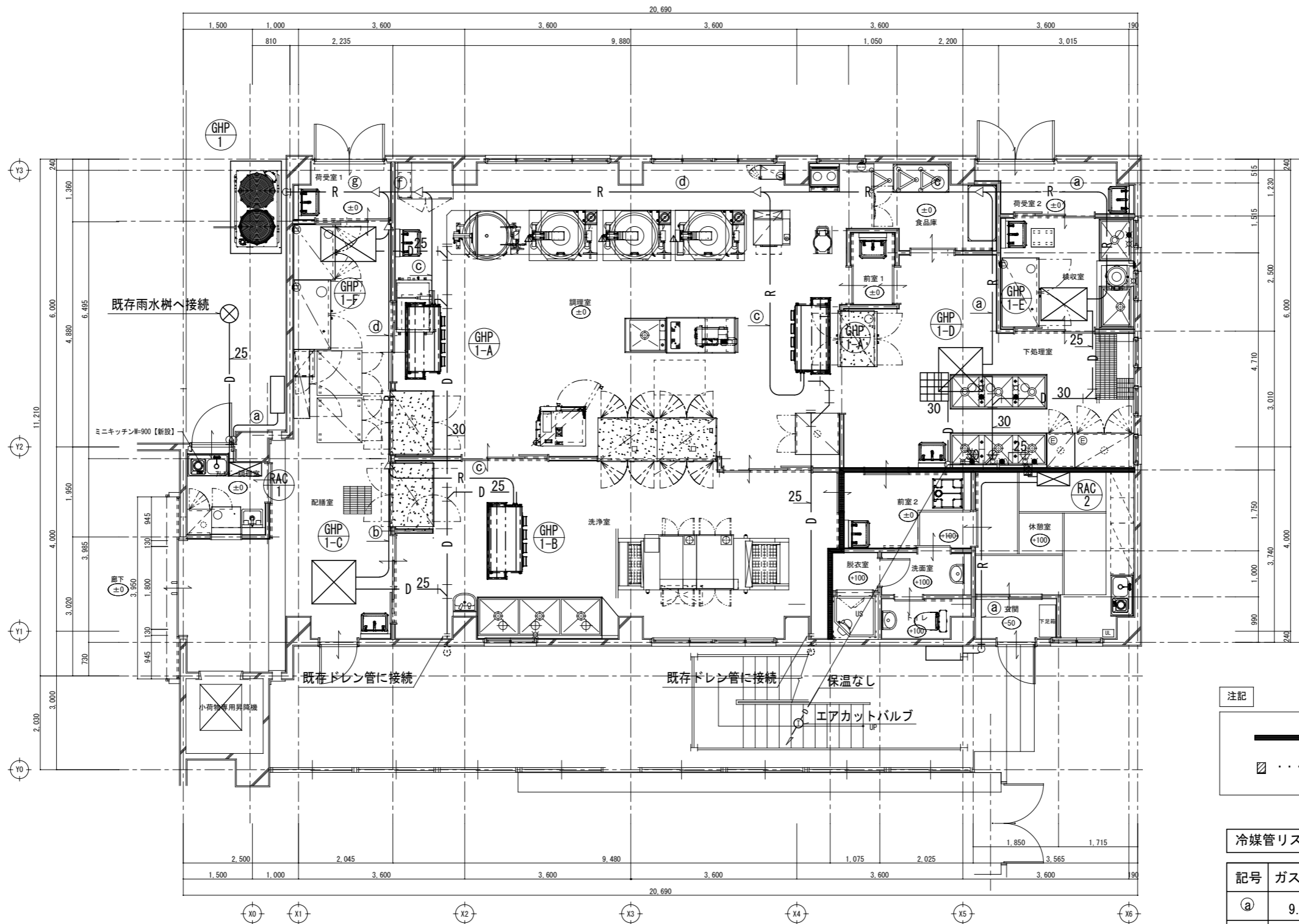
1. 排気フードは箱形・ステンレス鋼板製 (ミガキ仕上げ) ・板厚 1.0mm以上とする。
2. 排気フードの構造は建設省告示 1826号による。
3. グリースフィルター及びフードシャッターはステンレス製とする。
4. グリースフィルターはステンレスフレキホース・コレクターカップ付とする。
5. フードシャッターは風量調整機能付きとする。また、FDの温度ヒューズは120℃とする。
6. フードは二重フードとする。





調理室 吹出口 (結露防止) ND-PK #16 (230φ) Q : 510 CMH BOX (GW25内張) 450 × 450 × 350H 数量 5	調理室 吹出口 (結露防止) ND-E2 #25 Q : 510 CMH BOX (GW25内張) 450 × 450 × 350H 数量 3	洗浄室 吹出口 (結露防止) ND-PK #16 (230φ) Q : 540 CMH BOX (GW25内張) 450 × 450 × 350H 数量 2	洗浄室 吹出口 (結露防止) ND-E2 #25 Q : 540 CMH BOX (GW25内張) 450 × 450 × 350H 数量 2
---	--	---	--





注記

..... 区画貫通部を示す

▨ 区画貫通処理を示す

冷媒管リスト

記号	ガス管	液管	備考
Ⓐ	9.2	6.4	
Ⓑ	12.7	9.5	
Ⓒ	15.9	9.5	
Ⓓ	22.2	9.5	
Ⓔ	25.4	12.7	
Ⓕ	28.6	12.7	
Ⓖ	28.6	15.9	

